

伊賀市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊賀市下水道用マンホール蓋の表面デザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることにより、デザインの適正な活用を図り、もって本市の下水道事業に対する市民等の理解と関心を高め、イメージの向上に寄与することを目的とする。

(デザインの定義)

第2条 使用承認の対象とするデザイン及びデザインの配色は、別図に定めるとおりとする。

(使用承認の申請)

第3条 デザインを使用しようとする者は、伊賀市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用承認申請書（様式第1号）に次に示す必要な書類を添えて伊賀市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 使用する内容が明確な企画書、製品見本又は広告等の原稿
- (2) その他管理者が必要と認める書類

2 デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、伊賀市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用届出書（様式第2号）の提出をもって、管理者の承認を受けたものとみなす。

- (1) 国及び地方自治体が広報の目的で使用するとき。
- (2) 市の関係機関が使用するとき。
- (3) 市内に存する学校等が教育目的等で使用するとき。
- (4) 市内の住民組織が、地域活動等において使用するとき。
- (5) 新聞、テレビ、雑誌等の関係機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が適当と認めたとき。

(使用の承認)

第4条 管理者は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは伊賀市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用（変更）承認通知書（様式第3号）を、使用を承認しないときは伊賀市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用（変更）不承認通知書（様式第4号）を、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 管理者は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (4) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動目的で使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者がデザインの使用を不相当と認めたとき。

3 管理者は、第1項の承認に際し必要な条件を付することができるものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 デザインの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容のみに使用し、承認された使用目的及び使用内容以外に使用しないこと。
- (2) 使用に関する全ての事項については、管理者の指示に従うこと。
- (3) 管理者が提供する画像データを使用すること。
- (4) デザインを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) デザインの改変はしないこと。ただし、デザイン内の文字等の削除は、管理者の承認を受けることを条件に改変を可能とする。
- (6) 前条第2項各号の規定に該当しないこと。

(承認内容の変更)

第6条 使用者は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ伊賀市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用承認変更申請書(様式第5号)を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第4条の規定は、前項の場合について準用する。

(使用の報告)

第7条 使用者は、デザインを使用して製作物を作成した場合は、速やかに、伊賀市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用実績報告書(様式第6号)及び製作物の完成品1部(1品)を管理者に提出しなければならない。ただし、製作物の提出が困難であるときは、その形状、寸法等が分かる写真の提出をもって、製作物の提出に代えることができる。

(使用料)

第8条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第9条 デザインの使用期間は、2年間とする。使用期間満了後も引き続き使用するときは、期間満了の1ヵ月前までに申請書を提出しなければならない。

(第三者に対する承認)

第10条 管理者は、使用者が作成した製作物と同一又は類似する伊賀市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用承認申請書の提出があったときは、それを承認することができる。この場合において、既存使用者は、管理者に対して、その承認について何らの異議を述べることはできない。

(承認の取消し等)

第11条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、デザインの使用の承認を取り消し、伊賀市下水道用マンホール蓋の表面デザイン使用承認取消通知書(様式第7号。以下「承認取消通知書」という。)により、使用者に通知するものとする。

- (1) 第5条に定める事項を遵守しなかったとき。
- (2) 申請に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、使用の継続が不相当であると管理者が判断したとき。

2 第1項の規定により承認を取り消された者(以下「旧使用者」という。)は、承認取消通

知書の送付があった日以後、当該承認に係る物品等へのデザインの使用並びにデザインを使用した製作物の配布、掲示、販売等をしてはならない。

3 旧使用者は、承認取消通知書の送付があった日前に製作した当該承認に係る物品等を回収しなければならない。

(権利設定の禁止)

第12条 使用者は、デザインについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

2 この要綱の規定による承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザインを利用する権利を付与するものではなく、かつ、使用者や製作物について本市が推奨するものではない。

(責任の制限)

第13条 管理者は、次に掲げるものについて、一切の責任を負わない。

(1) 第11条の規定による、承認の取消し及び回収並びにデザインの使用に関し使用者に生じた損害

(2) 使用者がデザインの使用によって第三者に与えた損害又は損失

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、デザインの使用に関し、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別図

名称：伊賀市の花・木・鳥と忍者

<デザイン見本>



<配色見本>



マンホール蓋の表記について

「IGA CITY」：自治体名表記。削除不可。

「おすい」：下水道排水方式区分であり、「おすい」、「うすい」の2通りのいずれかの表記とする。

「こうきょう」：下水の処理方式区分であり、「こうきょう」、「のうしゅう」の2通りのいずれかの表記とする。

「T-25」：荷重区分により「T-25」（25t 荷重）、「T-14」（14t 荷重）の2通りのいずれかの表記とする。

マンホール蓋デザイン使用上の注意事項について

- ・基本デザインから「おすい」「うすい」「こうきょう」「のうしゅう」「T-25」「T-14」の文字等を削除して使用することができる。ただし、「IGA CITY」と伊賀市のマークは削除できないものとする。
- ・基本デザインに他の数字や文字を挿入することはできない。

配色について

タイプ名	三重県伊賀市	
デザイン名	伊賀市の花・木・鳥と忍者	
配色部分	色名	マンセル値
ユリ・キジ	ホワイト	2.5Y 9/2 相当
忍者(顔・手・足)	肌色	1.5Y 8/3.5 相当
ユリの葉	ライトグリーン	5GY 6/6 相当
ユリの葉・松	グリーン	2.5G 3/6 相当
松の木	茶	1YR 2.5/8 相当
雲・松忍者	ライトブルー	10B 5/10 相当
ユリ忍者	イエロー	7.5YR 7/14 相当
キジ忍者	バイオレット	5P 5/4 相当
バック	レモン	5Y 7.5/13.5 相当

注釈：色の記号について

マンセル値とは、色相、明度、彩度で色を表現する値。

(表示例) 5Y 7/1 { 5Y: 色相 (色味)
7 : 明度 (色の明るさ)
1 : 彩度 (色の鮮やかさ)